

貝塚市パートナーシップの宣誓の取扱い等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、貝塚市人権擁護に関する条例（平成6年貝塚市条例第28号）及び貝塚市人権行政基本方針の趣旨に基づき、全ての市民の尊厳と権利が平等に守られる豊かな人権文化を創造できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パートナーシップ関係」とは、互いをその人生のパートナーとして、相互に協力し合うことを約した二者の関係であり、その一方又は双方が性的マイノリティであるものをいう。

2 この要綱において「性的マイノリティ」とは、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時の性と異なる者をいう。

3 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、パートナーシップ関係であることを市長に対して宣誓することをいう。

(宣誓の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓（以下「宣誓」という。）をしようとする者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと、及び宣誓者以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (4) 双方が民法(明治29年法律第89号)第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないこととされている者同士の関係にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓は、宣誓をしようとする者が市職員の面前において、貝塚市パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、市長に提出することにより行うものとする。

2 宣誓書には、パートナーシップ関係にある者の住民票の写し又は住民票記載事

項証明書及び現に婚姻をしていないことを証明する書類を添付しなければならない。

3 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について事前に市と調整しなければならない。

4 宣誓は、市長が指定する場所において行うものとする。

5 パートナースhip関係にある者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該パートナースhip関係にある者の立会いのもとで、他の者に代書させることができる。

(本人確認)

第5条 市長は、パートナースhip関係にある者が本人であることを確認するため、当該パートナースhip関係にある者に対し、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が相当と認める書類

(受領証等の交付等)

第6条 市長は、提出のあった宣誓書及び添付書類等を確認し、適切であると認めたときは、当該パートナースhip関係にある者に対し、貝塚市パートナースhip宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

2 市は、市が行うサービスにおいて、受領証の保持者に対し、法律に抵触しない範囲において、法律婚と同様に取り扱うよう努めるものとする。

(通称の使用)

第7条 パートナースhipの宣誓をしようとする者に氏名を使用し難い特別の事情があると市長が認める場合は、宣誓書について氏名に代えて通称(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいう。以下同じ。)を使用することができるものとする。この場合において、前条第1項に規定する受領証

には、氏名に代えて当該通称を記載するものとする。

(受領証の再交付)

第8条 受領証の交付を受けた者が当該受領証の紛失、毀損等の事情により当該受領証の再交付を希望するときは、貝塚市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第3号)により申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第9条 受領証の交付を受けた者は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、貝塚市パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第4号)に受領証を添付して、市長に届け出なければならない。

(1) パートナーシップ関係が解消されたとき。

(2) 一方が死亡したとき。

(3) 双方が市外に転出したとき(転出地の自治体がパートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定(以下「連携協定」という。)を市と締結している自治体(以下「連携自治体」という。)である場合において、転出地で引き続きパートナーシップ関係を継続するものを除く。)

(府内他自治体のパートナーシップ宣誓制度との相互連携を図る場合の取扱い)

第10条 宣誓をしようとする者が、連携自治体で宣誓に係る受領証の交付を受けている場合において、市に転入後も引き続きパートナーシップ関係を継続するときは、第6条第1項の規定にかかわらず、連携協定第3条第2項の規定に基づき、簡易な手続で受領証を交付するものとする。

2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下「転入宣誓者」という。)は、貝塚市パートナーシップ宣誓継続申告書(様式第5号。以下「申告書」という。)の正本1通及び副本2通に、次に掲げる書類を添付して、来庁又は郵送により市長に提出して行うものとする。

(1) 連携自治体で交付された宣誓に係る受領証

(2) 住所地の変更を証する書類

3 市長は、転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があったときは、遅滞なく転出元である連携自治体にその旨を通知する。

4 転入宣誓者の一方又は双方が申告書に自ら記入することができないときは、当

該転入宣誓者以外の者に代筆させることができるものとする。

5 市長は、転入宣誓者が本人であることを確認するため、申告書の提出時に、次に掲げる書類のいずれかの提示又は写しの提出を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が相当と認める書類

6 前各項の規定による手続は、転入宣誓者の同意を得られなければ行うことができない。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 3 項の規定は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間における第 3 条第 1 号の規定の適用については、同号中「成年」とあるのは、「成年（親権者の同意を得た者にあつては、18 歳）」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

様式第 1 号（第 4 条関係）

貝塚市パートナーシップ宣誓書

貝塚市長 様

私たち _____ と _____ は、
貝塚市パートナーシップの宣誓の取扱い等に関する要綱に基づき、
互いをその人生のパートナーと宣誓し、署名します。

年 月 日

（宣誓者）

住所 _____

氏名（通称） _____

住所 _____

氏名（通称） _____

（代筆者）

住所 _____

氏名 _____

様式第2号（第6条関係）

（表）

貝塚市パートナーシップ宣誓書受領証		
貝塚市パートナーシップの宣誓の取扱い等に関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。		
これからの人生をお互いに支え合い歩まれるお二人のご多幸を祈念します。		
	様 様 年 月 日 貝 塚 市 長 <table border="1"><tr><td>公 印</td></tr></table>	公 印
公 印		

（裏）

【宣誓をされたお二人へ】 ○ 貝塚市は、全ての市民の尊厳と権利が平等に守られる豊かな人権文化を創造できる社会の実現を目指しています。 今後ともお二人が貝塚市でいきいきと活躍されますことを期待します。 ※この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。 貝塚市 
--

様式第3号（第8条関係）

貝塚市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書

貝塚市長 様

貝塚市パートナーシップ宣誓書受領証の再交付を受けたいので、
貝塚市パートナーシップの宣誓の取扱い等に関する要綱第8条第
1項の規定により、申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに○をしてください。）

- (1) 紛失
(2) 毀損
(3) その他 ()

年 月 日

申請者 氏名 _____
住所 _____

氏名 _____
住所 _____

様式第 4 号（第 9 条関係）

貝塚市パートナーシップ宣誓書受領証返還届

貝塚市長 様

貝塚市パートナーシップの宣誓の取扱い等に関する要綱第 9 条
の規定により、受領証を返還します。

返還の理由（いずれかに○をしてください。）

- | | | |
|-----------------|----------|--------|
| (1) パートナーシップの解消 | (解消日 | 年 月 日) |
| (2) 死亡 | (死亡した宣誓者 |) |
| | (死亡日 | 年 月 日) |
| (3) 貝塚市から転出 | (転出した宣誓者 |) |
| | (転出日 | 年 月 日) |
| | (転出した宣誓者 |) |
| | (転出日 | 年 月 日) |

返還するもの

貝塚市パートナーシップ宣誓書受領証

年 月 日

届出者	氏名	_____
	住所	_____
宣誓者	氏名	_____
	住所	_____

貝塚市パートナーシップ宣誓継続申告書

年 月 日

貝塚市長 様

貝塚市パートナーシップの宣誓の取扱い等に関する要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、住所地の変更前に連携自治体からパートナーシップ宣誓に係る受領証を交付されたこと及び互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う関係を継続していることを申告します。

なお、申告があったことを住所地変更前の連携自治体に通知することに同意します。

	申 請 者	
ふりがな 氏 名		
(通称名の場合) 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
旧 住 所		
新 住 所		
	☐ 転入済 ☐ 転入予定	☐ 転入済 ☐ 転入予定
	転入予定日：	転入予定日：
当初の宣誓日	年 月 日	年 月 日
電話番号		
要 件	☐ 一方又は双方が性的マイノリティである	
	☐ 両当事者が養子縁組の関係にない	
	☐ 両当事者が養子縁組の関係にある	

【自治体使用欄】

受理日（本市における宣誓日） 年 月 日

☐ 本人確認書類（運転免許証・個人番号カード・その他）

☐ 返信用封筒・切手（有・無） ※郵送受付時

継続申告の可否 ☐ 可 ☐ 否

(郵送申請の場合) 本人宛送付日 年 月 日

通知日（転出地自治体宛） 年 月 日